

# 資料1

前橋市社会福祉審議会  
第8回高齢者福祉専門分科会  
H30. 2. 22

---

## (1) 第7期まえばしスマイルプラン(素案)の パブリックコメントの実施結果について



第7期「まえばしスマイルプラン」《老人福祉計画・第7期介護保険事業計画》  
の素案に関するパブリックコメント（意見募集）の実施結果

前橋市 介護高齢課 027(898)6152

- ◆意見募集期間 平成30年1月5日（金）～平成30年2月5日（月）
- ◆意見提出者・・・ 6名
- ◆意見の件数・・・ 16件

取りまとめの都合上、いただいた意見を要約し、市の考え方を説明しています。  
また、いただいたご意見を参考に「第7期まえばしスマイルプラン」を策定します。  
なお、計画に直接反映しないご提言・ご意見等については、今後の施策の参考にしてまいります。  
大変貴重なご意見をいただき、ありがとうございました。

パブリックコメントによる意見等(件数)	意見に対する市の考え方
<p>〈基本理念と施策体系〉  <b>(1) 生きがい活動支援の充実(1件)</b>            学習活動・地域活動の充実において、生涯学習の地域還元の仕組みづくりが必要ではないか。</p>	<p>地域との連携・協働により、高齢者の地域参画や担い手づくりにつながる事業や講座を実施するとともに、学習成果を発揮できる機会の提供等により、地域へ還元できる仕組みづくりに取り組めます。</p>
<p><b>(2) とともに生きるまちづくり(1件)</b>            地域福祉の推進において、元気な高齢者が「交流・見守り・支え合い」の活動に参加できる機会を充実してほしい。</p>	<p>地域福祉活動の推進・調整役である市社会福祉協議会への支援、高齢者の自主活動グループや高齢者を支援するグループなど、既存の多様な地域グループの支援、介護予防サポーター・ボランティアの育成・支援などを通じて地域福祉を推進しています。広く市民に地域共生社会や地域包括ケアの概念を周知・啓発していくことで、元気な高齢者をはじめとする市民が「交流・見守り・支え合い」活動に主体的に取り組めるような体制・仕組みづくりを進めていきます。</p>

パブリックコメントによる意見等(件数)	意見に対する市の考え方
<p><b>(3) 地域包括ケアシステムの構築 (1件)</b></p> <p>地域包括ケアシステムを構築するには、もっと身近に地域の中での介護等に関する困りごとを相談でき、解決できる窓口や仕組みがほしい。</p>	<p>各圏域に設置している地域包括支援センター及びランチの相談窓口や各地区に配置を予定している生活支援コーディネーターが地域の課題や困りごとを吸い上げ、地域住民と専門機関とをつなぐパイプ役として機能を発揮していきます。</p>
<p><b>(4) 介護予防・居宅介護サービスの充実 (2件)</b></p> <p>訪問介護事業所の不足と、特に通院乗降や介護タクシー等の利用について不足を感じる。病院やスーパー等、高齢者が安全に外出できるような交通網の整備を検討してほしい。</p>	<p>本市には、訪問介護事業所が約100事業所ありますが、通院等乗降介助を算定している事業所や訪問介護員等による介護輸送は制約があり、参入しにくい側面もあるため、国の動向を注視していきます。一方で、市内には複数の福祉タクシーや福祉有償運送の事業者が展開しており、市の独自事業である「マイタク」の利用も多くなっています。市ではこれらの社会資源を効果的にPRし、高齢者の外出機会と交通上の安全を確保していきます。</p>
<p>介護医療連携が注目されているが、地域社会(町内会や民生委員)と介護従事者との連携も検討してほしい。具体的には、町内会や民生委員に介護事業者や制度を知ってもらうような研修等を地域包括や市で開催するなどが考えられる。また、民生委員さんと連携を取りづらい地域で、少しでも情報共有等できるとよい。</p>	<p>地域との連携及び情報共有については、地域包括支援センターを中心に社会福祉協議会やおうちで療養相談センターまえばしと協力し進めているところです。町内会や民生委員を繋ぐ機会にもなっている地域ケア会議や、介護保険制度等の学習の機会のための出前講座などを実施していますが、医療や介護等の専門職と民生委員をはじめとする地域とで、切れ目のない連携体制づくりを継続して進めていきます。</p>
<p><b>(5) 地域密着型サービスの充実 (3件)</b></p> <p>課題2について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護等の必要性・具体的な中身が分からない。</p>	<p>定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、日中・夜間を通じて、定期巡回と随時対応による訪問介護と訪問看護が受けられるサービスです。看護小規模多機能型居宅介護は、通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせサービスを提供する小規模多機能型居宅介護に加えて、必要に応じて訪問看護も利用できる柔軟性の高いサービスです。本市では事業所が少ないため、ともに医療ニーズの高い要介護者が在宅生活を継続していくのに必要なサービスとして、整備を進めていきます。</p>

パブリックコメントによる意見等(件数)	意見に対する市の考え方
<p>グループホーム18床の整備を東圏域で計画しているが、認知症リスクが高い水準にある圏域で必要性を感じるのと同時に、その他圏域においても同水準近いリスクはあると思う。どの圏域においても、軽介護認定で認知症の方への介護支援が難しく問題視されるケースも多くみられているので、圏域の指定を広げるか、圏域指定のない整備計画とすべきでないか。</p>	<p>グループホームの整備圏域は日常生活圏域・ニーズ調査の結果と各圏域の整備率、高齢者人口等を勘案して設定しています。東圏域はニーズ調査において認知症リスクが高く、整備率も15圏域中10番目であったため設定しました。しかし、認知症リスクが高く整備率が低い圏域がほかにもあることから、圏域の設定を広げる必要があると考えます。そのため、次の条件で圏域を設定することとします。</p> <p>①整備率が東圏域より低い圏域  ②認知症リスクが市全体の平均より高い圏域  この条件を満たす芳賀、城南、大胡、富士見圏域を設定する旨を追記します。</p>
<p>看護小規模多機能型居宅介護の整備について、単独整備を予定されているが、経営面のリスクを考えると単独整備では不安があるため、グループホームを併設させた計画にしていきたい。グループホームを併設することで、経営面の安定化が図れることに加え、グループホームの医療強化につながり、健康面やさらにはターミナルケアの充実が期待できる。</p>	<p>看護小規模多機能型居宅介護は、医療ニーズの高い中重度の高齢者が「在宅」で生活を継続するための拠点として整備を計画しています。全国的に見ても、訪問介護事業所や訪問看護ステーションとの併設で事業運営しているところが多くなっています。本市においても、同様な居宅サービスとの併設を認めることにより、中重度の高齢者ができる限り在宅生活を継続できるよう支援していきます。</p>
<p><b>(6) 施設サービス・高齢者向け住まいの最適化(1件)</b></p> <p>住宅型有料老人ホームを介護付有料老人ホーム(特定施設入居者生活介護)に転換できるようにしてほしい。</p>	<p>施設・居住系サービスを整備するに当たっては、多様な高齢者の住まいの増加や人材不足も考慮する必要があります。そのため、新設既存の住宅型有料老人ホームの特定施設入居者生活介護への転換が、利用者負担や利用者に対するケアの観点から有効かを検証し、必要と認められるものは第8期計画において計画に盛り込んでいきます。</p>
<p><b>(7) 権利擁護の仕組みづくり(1件)</b></p> <p>権利擁護のため、成年後見制度について市民が気軽に相談できる窓口等を設置し、制度の周知や利用を促進するための仕組みづくりに取り組んでほしい。</p>	<p>成年後見制度の市民への周知方法や相談窓口設置に向け、社会福祉協議会をはじめとする関係機関と協議を始めています。今後、国が進めている利用促進基本計画の策定や地域における関係団体とのネットワーク構築を進めます。</p>

パブリックコメントによる意見等(件数)	意見に対する市の考え方
<p>＜制度全般に関する事＞（3件）</p> <p>介護保険制度の在宅重視の理念を踏まえると、中重度の高齢者の在宅生活の継続について、具体的な幅のある施策があるとよい。</p>	<p>医療・介護双方の相談及び支援を必要とする在宅高齢者が住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、地域の医療・介護関係機関が連携し、他職種協働により在宅医療・介護を一体的かつ継続的に提供する体制づくりを目指し、医療と介護の連携会議（5ブロック会議）の開催、「おうちで療養相談センターまえばし」の設置、アドバンス・ケア・プランニングの普及啓発等を実施しています。</p> <p>また、中重度の高齢者が在宅生活を継続できるよう小規模多機能型居宅介護や認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を引き続き拡充していくほか、新たなサービスである定期巡回・随時対応型訪問介護看護や看護小規模多機能型居宅介護の整備を進めます。</p>
<p>家族介護者の様々なニーズをくみ取り、その対応をしていただける施策があるとよい。</p>	<p>計画策定にあたり、在宅介護実態調査等を行い、調査結果を踏まえて計画策定をしています。また、地域の方々が気軽に相談できる窓口として地域包括支援センター及びブランチを設置しています。</p> <p>施策の推進に当たっては、いただいたご意見を参考に、取り組んでいきます。</p>
<p>高齢者にどのような生きがいを与え、健康寿命を如何に伸ばすかが大事だと思う。高齢者の中の健常者に介護関連のサービスに従事してもらうとか、もっと高齢者を活用できる。今の高齢者にはまだまだ活躍できる人が多く、介護される人を出来るだけ少なくし、介護出来る人を高齢者の中から発掘し、保険料の低減にも繋がると思う。</p>	<p>本市では、介護予防推進に担い手として、また、高齢者の生きがいづくりの一助として、介護予防サポーター養成研修を行い、介護予防を実践できる人材の育成を行っています。また、介護予防活動ポイント制度では、高齢者が地域での介護予防活動や地域貢献活動に参加することを支援しており、活動内容には介護施設でのボランティアも含まれています。このほか、介護予防・生活支援サービス事業では、地域住民を主体としたサービスである訪問型サービスBを立ち上げる団体や活動を行っている団体に助成をするなど、活躍できる高齢者の発掘や活躍できる機会の提供に取り組んでいきます。</p>

パブリックコメントによる意見等(件数)	意見に対する市の考え方
<p>＜計画策定（課題）に関すること＞（3件）</p> <p>第2章の2、第7期まえばしスマイルプランの課題と第3章における理念3の関係が良く分からない（具体的には「地域包括ケアシステムの構築」について）</p>	<p>課題1では、生活を支援する体制づくりに加え、医療連携や介護予防を進めていきます。課題2では、介護サービスと住まいの整備を進めていきます。このような取り組みを進めていきながら、高齢者ができる限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した日常生活を安心して続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び生活支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を、団塊の世代が75歳に到達する2025年をめどに構築していきます。</p>
<p>各課題への対応の具体策が見えない</p>	<p>本編において、各課題につながる事業が分かるように記載します。</p>
<p>介護給付の適正化に向けて、戦略的な取り組みとは何をするのか。</p>	<p>介護給付の適正化とは、①介護サービスを必要とする人を適切に認定し、②受給者が真に必要なとする過不足ないサービスを、③事業者が適切に提供するよう促すことです。</p> <p>本市では、保険者として取り組むべき7つの事業を洗い出し、優先順位を付けて取り組むとともに、進捗状況の把握や実績の評価・点検を行っていきます。</p>